

東京大学医学部附属病院
感染性廃棄物処理作業 一式

仕 様 書

平成 22 年 12 月

東京大学医学部附属病院

(概要)

1. 件 名 東京大学医学部附属病院感染性廃棄物処理作業 一式

2. 委託処理概要及び目的

本件でいう「感染性廃棄物」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」で定められた、「特別管理一般廃棄物」中の『感染性廃棄物』及び「特別管理産業廃棄物」中の『感染性廃棄物』を指す。

本件の目的は、院内から発生する感染性廃棄物を適正に処理することにより、医療環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることである。

業務内容は別紙のとおり、回収専用容器の「配布」、回収専用容器に収納された状態の感染性廃棄物の「回収」、「検量」、「第一次運搬」、「中間処理」、「第二次運搬」、「最終処分・リサイクル」からなる。

これを履行するに当たり請負者は、廃棄物処理及び清掃に関する法律「大気汚染防止法」ほか廃棄物及び環境保全に関する国または地方自治体の定める法律、条例、マニュアル等を遵守しなければならない。

3. 履行場所 東京大学医学部附属病院（東京都文京区本郷7丁目3番1号）

4. 契約期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日

5. 予定数量 年間重量：685,000 kg 回収専用容器数 合計：162,000箱（4種類）
(内訳) 黄箱（大）：1,500箱, 黄箱（中）：28,000箱
橙箱（大）：39,000箱, 橙箱（中）：90,000箱

6. 回収専用容器について

感染性廃棄物を収納する回収専用容器（以下「容器」という。）は、黄箱(大)、黄箱(中)、橙箱(大)、橙箱(中)の4種類に分類される。それら全ての容器は、別表1で示す「容器の条件」を満たしていなければならない。

なお、本契約期間内に発注者より容器の仕様変更等について指示があった場合、請負者は誠実に取り組み変更に対応すること。

別表1: 容器の条件

容器の種類	容器の大きさ及び収容容量	収納する感染性廃棄物の種類	容器の特性	基本的条件
黄箱(大)	・高さ 445～455 mm × 縦 445～455 mm × 横 445～455 mm ・収容容量 80 ^{リットル} 程度	感染性廃棄物の中で <u>鋭利なもの</u>	・黄色のバイオハザードマークが表示されていること ・針、刃、鋭利な医療材料などに対して、耐貫通性があること。 ・材質は、ダンボール箱又はプラスチック製とし、それぞれの仕様は以下によるものとする。 ・ダンボール箱の場合: 3重構造(内箱・ビニール箱・外箱)であること。 ・プラスチック製の場合: 蓋付き・密閉型のポリプロピレン製であること。	感染対策と環境への配慮から安全性、耐久性、無公害性を考慮した仕様であること。 すなわち ・密閉できる仕様であること。 ・収納しやすい仕様であること。 ・損傷しにくい仕様であること。 ・感染性廃棄物を収納したまま焼却又は熔融処理するため、低公害に対する配慮がされていること。 ・請負者の名称が明確に示されていること。 ・それぞれ、法令等に定める基準に適合していること。 また、以下の点を考慮すること。 ・保管スペースを取らない、簡単に組み立てできる折りたたみ式、或いは重ね置きできる形態であること。 ・取手をつけるなど、運びやすい仕様であること。 ・(財)日本産業廃棄物処理振興センターによる、感染性廃棄物容器評価事業による評価「良」相当以上の容器であること。
黄箱(中)	・高さ 425～435 mm × 縦 275～285 mm × 横 305～315 mm ・収容容 35 ^{リットル} 程度			
橙箱(大)	・高さ 445～455 mm × 縦 445～455 mm × 横 445～455 mm ・収容容 80 ^{リットル} 程度	感染性廃棄物の中で <u>非鋭利なもの</u>	・橙色のバイオハザードマークが表示されていること。 ・材質は、ダンボール箱又はプラスチック製とし、それぞれの仕様は以下によるものとする。 ・ダンボール箱の場合: 2重構造(ビニール箱・外箱)であること。 ・プラスチック製の場合には、蓋付き・密閉型のポリプロピレン製であること。	・院内に既設している、「[容器]・収納スタンド(以下「スタンド」という。)」に収納可能であること。当表にある「容器の大きさ」に定めた容器を準備できない場合には、このスタンドに代わるものを、請負者が用意するならば、容器の大きさを変えてもよい。この場合の「用意するスタンド」の要件は、別添資料のとおりである。
橙箱(中)	・高さ 425～435 mm × 縦 275～285 mm × 横 305～315 mm ・収容容 35 ^{リットル} 程度			

7. 監督・指示 事務部 管理課 物流・環境チーム（以下「物流・環境チーム」という。）

8. 院内における、作業日・運搬日・時間及び人員配置

- ・作業日：平成23年12月31日、平成24年1月1日を除く毎日とする。
- ・運搬日：「検量」「第一次運搬」は、平成23年12月31日、平成24年1月1日及び日曜日を除く毎日とする。
ただし、病院運営上必要が生じた場合には、発注者請負者協議の上別途作業すること。
- ・作業時間：原則として、8時30分から17時00分までとする。
ただし、病院運営上必要が生じた場合には、発注者請負者協議の上別途作業すること。
- ・人員配置：容器の「配布」及び「回収」作業のための作業員を、4名以上確保3名以上常駐させるものとする。これらの作業員は、全て請負者の正職員（社員）でなくてはならない。

9. 院内における施設・設備・資機材について

1) 本件で利用する、院内における施設、設備、資機材は別表2のとおりとする。

別表2

施設・設備・資機材名	摘要・備考
○作業員控室・容器保管場所	・別紙図面1のとおり。※
・内線電話：1台	・発注者が用意する。
・院内 PHS（3台）	・ただし、紛失、故障、破損等が生じた際の負担は請負者が負う。
・院内 ^ハ スカート	同上
○容器「配布」場所	・別紙図面2のとおり。※
・院内回収用台車	・本院の特殊事情により、巾1.0m以内、長さ1.5m以内とする。
・検量器	・請負者が用意する。
○感染性廃棄物集積及び「検量」場所	・別紙図面3のとおり。※
・検量器	・発注者が用意する。
・フォークリフト	・「検量」作業のとき用いる。
・パレット	・請負者が用意する。
・同上	同上
○病院構内 入構カード	・請負者が業務の遂行に応じ購入する（40,000円/枚）。

※ 本院の将来計画及び病院運営上、変更、追加される場合がある。

2) 感染性廃棄物集積場所に保管するのは基本的に感染性廃棄物のみとする。

そのほか設置して良いのは、検量に用いる用具及び環境整備用具（清掃用具等）のみである。

感染性廃棄物集積場所を使用前の容器の保管場所に利用してはならない。

10. 第一次運搬業務について

- 1) 請負者は、東京都知事発行の「特別産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していること。都外にある中間処理場（予備炉）については、その管理する自治体が発行する「産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していること。
- 2) 容器に収納された感染性廃棄物を院内から中間処理施設まで「運搬」する（第一次運搬業務）のために用いる車両について、請負者は以下の要件を満たしていなければならない。
 - a. 本院専用の車両を1台、予備車両として2台以上用意すること。
 - b. 廃棄物収集運搬車両として東京都に届出済みのものであること。
 - c. 1.5t以上積載可能であること。
 - d. 輸送中の飛散・流出を防止するため箱車で、保冷車であること。
 - e. 桁下2.8mの間を、十分通過できる車高であること。
 - f. 緊急時の連絡手段が装備されていること。

(装置として車両内に一体化となっていること。例：車両無線。取り外し可能な携帯電話は不可。)

- g. 一般貨物自動車運送業の許可証を所持していること。
 - h. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する、ディーゼル車規制に適合していること。
 - i. 発注者が、自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- 3) 請負者は、「東京都における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良品適合制度^{*}」における「産廃プロフェッショナル」以上の認定を受けていること。
- 4) 請負者は、環境 ISO14001 認証を取得していること。

12. 中間処理について

- 1) 本院より搬出された感染性廃棄物は、容器に収納されかつ封緘された状態のまま中間処理施設で焼却又は熔融処分され、それにより発生する燃え殻、スラグ等は適切に処理されること。
- 2) 廃棄物の東京都域内処理の方針を重視することから、本院の感染性廃棄物が持ち込まれる中間処理施設は東京都内に所在すること。
- 3) 中間処理施設について、東京都知事発行の「特別産業廃棄物処分業許可証」を取得していること。
- 4) 中間処理施設から排出されるダイオキシン及びはいじん類について、ダイオキシン類対策措置法の基準値をクリアしていること
- 5) 請負者は、本院の感染性廃棄物が持ち込まれる中間処理施設について、「東京都における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良品適合制度^{*}」における「産廃プロフェッショナル」以上の認定を受けていること。
- 6) 中間処理後の残渣物については、東京都の「中央防波堤埋立処分場」に搬入するか、または関係する法規を全て満たしたリサイクル施設に搬入すること。
これらは、請負者の責により関連各法規の定めに基づき適正に行われること。
- 7) 中間処理施設は、環境 ISO14001 認証を取得していること。

13. 予備炉について

「10. 中間処理・最終処分について」で指定した「中間処理施設」にトラブルがあった場合、或いは処理能力に問題が生じた場合、請負者は予備の中間処理施設（予備炉）を日本国内に準備する必要がある。

この予備炉は、東京都以外における所在を認めるが、この場合次の要件を満たしていなければならない。

- 1) 予備炉については、管理する自治体が発行する「特別産業廃棄物処分業許可証」を取得していること。
- 2) 予備炉から排出されるダイオキシン及びはいじん類について、ダイオキシン類対策措置法の基準値をクリアしていること
- 3) 予備炉により処理された後の残渣物については、東京都の「中央防波堤埋立処分場」または管理する自治体の法的手続きを満たした施設、若しくはリサイクル施設に搬入すること。
- 4) 予備炉は、環境 ISO14001 認証を取得していること。
- 5) 予備炉及び予備炉に処理された後の残渣物の搬入先については、ヒアリング等や施設見学によりその能力・安全性を本学が確認したものでなければならない。
- 6) 予備炉の使用率が 30%を超えた場合、当該月の翌月 10 日までに請負者は、発注者にその理由について文書で報告しなければならない。その理由に正当性、合理性が認められないときは、発注者は本契約の解除をすることができる。

14. 第二次運搬業務について

- 1) 中間処理施設で処理された感染性廃棄物を、最終処分施設またはリサイクル施設まで「運搬」する（第二次運搬業務）のために用いる車両について、請負者は以下の要件を満たしていなければならない。

- a. 産業廃棄物収集運搬車両として東京都ほか管理する自治体に届出済みのものであること。
- b. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定するディーゼル車規制に適合していること。第二次運搬が東京都外であってもこれに準ずること。
- c. 発注者が、自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

15. 最終処分・リサイクルについて

- 1) 中間処理後の残渣物については、関係する全ての法的手続きを満たし、安全性及び地球環境への配慮が確認できる日本国内のリサイクル施設において、可能な限りリサイクルに努めること。
- 2) 埋め立て処分をする場合には、東京都の「中央防波堤埋立処分場」または、関係する全ての法的手続きを満たし、安全性及び地球環境への配慮が確認できる日本国内の埋立施設に搬入し適切に処分をすること。
- 3) 最終処分施設及びリサイクル施設は、環境 ISO14001 認証を取得していること。

17. 請負者の実績

請負者は、過去 5 年以内に 500 床以上の病院と「感染性廃棄物処理業務」について、12 ヶ月以上継続して請負った実績を持つこと。

16. 作業員の厳選及び教育、オペレーション・ルール

- 1) 請負者は、体力、技術、品位、責任等に問題がなく、本仕様書で求める作業を充分遂行できる作業員を厳選して配置しなくてはならない。
- 2) 請負者は作業員に対し、本院の特殊性を考慮に入れた教育・訓練を、体系化して実施すること。
- 3) 請負者は作業員に対し、感染症の標準予防策についての教育とトレーニングを実施していること。
- 4) 請負者は、本院が取組むサービス向上運動を考慮して、職員等の指示に対し充分かつ的確な対応のできる作業員を配置しなくてはならない。その上で作業員に対し、接遇等を含めた充分なマナー教育を実施していること。
- 5) 作業員は、誠心誠意をもって業務を履行し、良好な医療環境の保全に努めるものとする。
- 6) 作業員は、常に礼儀正しくにこやかな態度を心がけなければならない。
- 7) 作業員は、作業において医療行為及び患者様の生活に支障をきたすことがないように、特に気をつけなければならない。
- 8) 作業員は、作業において院内の設備・備品等に損害を与えないよう気をつけること。
- 9) 作業員の服装は、常に清潔を保ち統一された作業衣であること。
- 10) 作業員は、ひげをきれいに剃る、頭髪をよく手入れする等、身だしなみには充分注意すること。
- 11) 作業員は、会社名、氏名が記載された、統一の名札を、上着に付けること。
- 12) 作業員は、作業に際し「院内感染予防」を重視して適宜手袋を着用するものとする。更に、注射針、メス、その他の鋭利な器具による刺傷・切傷を起こさないよう最大限の注意を払うこと。作業中に針刺、切創、粘膜汚染等の事故が発生した場合は、速やかに職員等に報告の上指示に従うこと。
- 13) 作業員は、作業用手袋を着用したまま、作業上必要とされる以外の院内の設備・備品に手を触れないこと。
- 14) 作業員は、職員等の指示無くして直接「感染性廃棄物」を取扱ってはならない。
- 15) 作業員は、院内 PHS 及び院内パースカートを常時携帯し、常に職員等と連絡が取れる状態であること。
- 16) 作業員は、院内 PHS、院内パースカート及び感染性廃棄物集積場所の鍵を適切に保管・管理すること。
- 17) 作業員は、控え室ほか認められた場所以外では、飲食及び喫煙をしてはならない。
- 18) その他、作業上不明なことが生じた場合には、職員の指示に従うこと。

18. 職業感染の防止について

- 1) 作業員は、医療従事者と同様に「患者に対して感染源となる可能性」と「患者から感染を受ける可能性」

を有している。

請負者は、本業務におけるこうした職業感染の防止について以下のことを実施する責任を負う。

(ア) 院内作業中における注意

次について「14. 作業員の厳選及び教育、オペレーション・ルール」に基づき、作業員に対し教育及びトレーニングを行い、徹底させること。

- a. 適正な手袋の使用
- b. 手洗い
- c. 血液・体液による汚染箇所の適正な処理
- d. 針刺し事故防止

(イ) 健康診断等

請負者の責任において作業員に次のことを徹底し、各々のベースラインに関する情報を管理すること。

- a. 年1回の定期健康診断を受けさせる
- b. 2回ツベルクリン検査（二段階試験）を行う
- c. 感染症を疑わせる症状（発熱、発疹、持続的な下痢、微熱や咳嗽など）が出現した場合は、速やかに受診させる。

(ウ) ワクチンの接種

作業員に対し、次のワクチンについて接種するなどし、職務感染の予防に努めること。

- a. B型肝炎ワクチン
- b. 水痘ワクチン
- c. 麻疹ワクチン
- d. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン
- e. 風疹ワクチン
- f. インフルエンザワクチン

（ただし、a から e については抗体保有が確認された場合、ワクチンの接種は求めない）

2) 発注者は、作業従事者の健康管理状況について、請負者に報告を求めることがある。

19. マニフェストによる管理・報告

マニフェスト伝票による管理・報告は**別紙及び別紙表**「マニフェスト伝票の流れ」のとおり行うものとする。
電子マニフェストへの移行については、発注者、請負者協議のうえで決定するものとする。

20. 各種報告書の提出

- 1) 請負者は、「**排出量内訳書**」(様式 1)、「**計量表**」(様式 2)を作成し、当該日の作業終了後それぞれ物流・環境チームに提出すること。
- 2) 請負者は、「**完了通知書**」(様式 3)、「**排出量集計表**」(様式 4)を作成し、当該月経過後それぞれ物流・環境チームに提出すること。
- 3) 請負者は、「14. 作業員の厳選及び教育、オペレーション・ルール」に基づき行われる、作業員に対する教育及びトレーニングについて、契約期間開始前に「**作業員への教育予定表**」(様式 5)を、教育及びトレーニングを実施した翌月 10 日までに「**教育実績報告書(経過報告書)**」(様式 6)を、それぞれ物流・環境チームに提出すること。

21. 施設見学について

発注者は、感染性廃棄物が最終処分まで処理が適正に行われるか確認する注意義務を負う。

このため、発注者は中間処理施設、最終処分及びリサイクル施設を見学する必要がある。

請負者は、この施設見学に帯同し積極的に協力すること。

22. 代行保証

請負者は、焼却炉又は溶融炉の点検保守又は事故等により収集運搬作業及び処理作業が履行できない場合は、収集運搬業者及び処理業許可証を有する代行の業者をもってこれにあたるものとする。また、代行業者については事前に専任するものとし、発注者に運搬作業及び処理作業に関して履行できることを証明する書類を提出するものとする。

23. 代金の請求

当該月経過後、請求書及び関連書類（当該月の回収箱数、重量の一覧表及び作業完了報告書）を取り揃え、物流・環境チームに提出するものとする。

24. 支払条件

代金の支払は月払いとし、当該月検査完了後適正な請求書を翌月10日までに受理した場合は、当該月の25日までに財務部経理課において支払うものとする。

当該月の代金は、作業の都度、作業数量に契約単価を乗じて計算した額（当該金額に1円未満の端数が有る場合は、当該端数を切り捨てるものとする。）の合計とする。

25. その他

- ① 本仕様書に定めのない事項及び不明な点について疑義を生じた場合は、発注者、請負者協議のうえこれを決定するものとする。
- ② 請負者は、本学が定めた役務提供契約基準を遵守すること。

※ 東京都により進められてきた「産業廃棄物適正処理・資源化推進協定（エコトライ協定）」制度に代わる制度で、平成22年2月より開始。

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組みを行っている業者を、第三者機関として東京都が指定した(財)東京都整備公社が評価・認定する制度。

産業廃棄物処理業者の事業内容や取組の状況に対応し、次の2つの基準に適合した業者を認定。

- ① 産廃エキスパート（第一種評価基準適合業者）：業界のトップランナー的業者。
- ② 産廃プロフェッショナル（第二種評価基準適合業者）：業界の中核的役割を担う優良業者。

(作業内容)**イ)「配布」**

- ① 容器を所定の配布場所（別紙図面 2）に、予備を含め予め配布すること。ただし、発注者から容器配布の指示があった場合には、別途容器の配布をおこなうこと。
- ② 作業員控室・容器保管場所に、予備の容器を常時必要且つ十分な数量を保管し、不足することがあってはならないものとする。
- ③ 配布の院内における動線は、発注者の指示に従うものとする。

ロ)「回収」

- ① 1日1回以上容器を配布した地域を巡回し、感染性廃棄物が収容されかつ封緘された容器を回収すること。ただし、発注者より回収依頼があった場合は、別途回収すること。
- ② 別紙図面 2 で指定した場所以外であっても、発注者から回収の指示があった容器は回収すること。
- ③ 感染性廃棄物がどの部署から排出されたものか判別できるように、容器に回収部署を記入すること。
- ④ 院内より回収した容器は、所定の集積場所（別紙図面 3）に集積すること。
- ⑤ 容器の集積場所は、常に清潔に保つようしておくこと。
- ⑥ 回収の院内における動線については、発注者の指示に従うこと。

ハ)「検量」

- ① 検量は、運搬車両到着後、物流・環境チームに連絡し立合いのもとに行うこと。
- ② 検量は、感染性廃棄物が容器に収納されかつ封緘された状態のまま行う。
- ③ 検量は、所定の集積場所において、検量器、フォークリフト、パレットを用い行うこと。
- ④ 検量終了後、発注者から重量及び容器の数量を記載したマニフェスト伝票を受取り、そのうち「マニフェスト A 票」を物流・環境チームに渡すものとする。

ニ)「第一次運搬」

- ① 検量済みの感染性廃棄物を、容器に収納かつ封緘された状態のまま、専用車両により直ちに中間処理場（焼却又は溶融処分場）まで運搬する。
- ② 院内における車両の出入りの際には、歩行者及び施設、備品等に細心の注意を払うこと。万一、問題が生じた場合には、直ちに本院防災センター及び物流・環境チームと連絡をとり、発注者の指示に従うこと。
- ③ 車両運行に際しては、運転に関する法令を遵守し安全運転を厳守する。
- ④ 「マニフェスト B2 票」は、運搬が終了した 10 日以内に物流・環境チームに提出すること。

ホ)「中間処理」

- ① 中間処理施設に運搬された感染性廃棄物は、容器に収納かつ封緘された状態のまま焼却又は溶融処理されること。
- ② 「マニフェスト D 票」は、処分が終了した 10 日以内に物流・環境チームに提出すること。

ヘ)「第二次運搬」

- ① 中間処理施設において適正に焼却又は処分された後の感染性廃棄物の燃え殻は、専用車両により最終処分地（リサイクル施設を含む）まで運搬する。

ト)「最終処分・リサイクル」

- ① 中間処理施設において適正に焼却又は処分された後の感染性廃棄物の燃え殻は、最終処分地において適切に処理されること。
溶融処理された場合には、スラグ化し適正に処理しリサイクルに努めること。
- ② 「マニフェスト E 票」は、最終処分の確認後速やかに物流・環境チームまで提出すること。
最終処分場については、事前に契約書、許可書、最近の写真を添付すること。